

県の施策を評価して、政策提言を行う団体を募集します！



岩手県では、県施策の質を向上させるとともに、協働型社会の形成を目指し、県と協働して県の施策の評価や提言を行う民間団体や研究グループを募集します。
募集要項を御参照の上、県施策についての評価企画を御提案ください。

1 募集対象

県内に事務所を有するNPO（法人格の有無は問いません）、公益法人、民間企業、大学研究者、学生等のグループ又はこれらの複数の団体から構成されるグループ

2 募集内容

県の長期計画である「いわて県民計画」の「アクションプラン【政策編】」に掲げる173の具体的な推進方策のうち、原則1つを評価テーマとした評価企画案。（詳しくは、別紙募集要項のとおり）

3 募集期間 平成23年2月8日（火）～3月7日（月）まで

4 採択予定テーマ数 6テーマ以内

5 評価に要する経費 原則として65万円

6 評価実施期間（委託期間） 平成23年4月から9月末まで

7 お問い合わせ先

応募書類の作成、評価に関するお問合せなどについて、随時受け付けています。
岩手県政策地域部政策推進室 直通電話 019-629-5181 （担当：工藤）

E-mail AA0001@pref.iwate.jp

平成23年2月
岩手県政策地域部政策推進室

～平成 23 年度 県民協働型評価推進事業 募集要項～

1 事業の概要

この事業は、県の施策に対する評価企画案を民間の団体等から募集し、審査により選定された企画案を提案した団体・グループに対して、県の施策の評価と政策提言を委託するものです。

本事業の実施は、平成 23 年度一般会計予算案の岩手県議会における審議（平成 23 年 3 月）を経て正式決定する予定としています。なお、当該予算案が議決されなかった場合は、本業務の委託手続きについて停止の措置を行うことがありますので、御留意願います。

（県民協働型評価の意義）

岩手県では、県が実施している施策について、県民意識調査の結果や第三者委員会の意見を反映させるなど、客観性の確保に努めながら、政策評価を行っています。

しかし、県が実施する評価だけでは、施策の効果を十分に把握しきれない面があります。この状況を改善するためには、県の評価に加えて、県民の皆さんの視点から評価を行っていただき、県の施策を多面的な視点から評価し、県の施策の質的向上を図っていくことが重要と考えています。

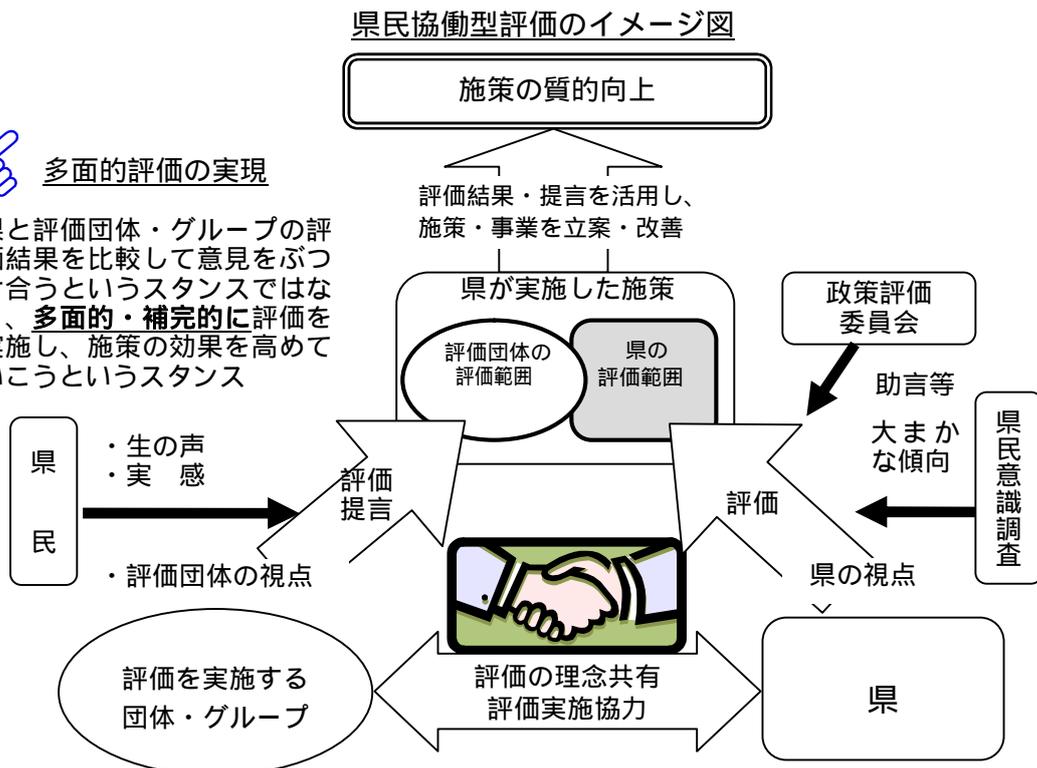
また、県では、この事業による評価結果を活用して、県と県民の皆さんが協働で施策の立案や改善をしていくことが、協働型社会・分権型社会の基礎づくりのためにも重要であるとと考えています。

そこで、こうした取組が活発に行われるよう、県の施策を評価して、政策提言を行う民間団体・グループを広く募集いたします。



多面的評価の実現

県と評価団体・グループの評価結果を比較して意見をぶつけ合うというスタンスではなく、**多面的・補完的に**評価を実施し、施策の効果を高めていこうというスタンス



2 募集内容等

(1) 募集対象（応募できる団体・グループ）

- ア 県内に事務所を有するNPO（法人格の有無は問わず）、公益法人及び民間企業
- イ 大学研究者、学生等から構成されるグループ
- ウ ア及びイに該当する複数の団体から構成されるグループ

(2) 募集内容（評価企画提案）

いわて県民計画のアクションプラン【政策編】の42政策項目を構成する173の具体的な推進方策（本要項P4～6参照）を評価テーマとする評価企画案を募集します。評価テーマは、応募する団体等が自由に選定（原則として1つ）してください。

アクションプラン【政策編】の内容はいわて希望ネット(<http://www.pref.iwate.jp/~hp0151/>)に掲載しています。更に詳しい資料が必要な場合は、募集要項5の問合せ先にご連絡ください。

(3) 評価実施期間（委託期間）

平成23年4月～平成23年9月30日（金）

(4) 評価費用

原則として65万円（消費税を含む）、事業終了後精算

3 応募資格

応募団体は、次に掲げる資格要件（以下、「資格要件」という。）全てを満たす団体とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 4(2)に定める書類の提出の日から選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

4 応募方法等

(1) 応募期間

平成23年2月8日（火）～3月7日（月）必着

(2) 提出書類

- ア 県民協働型評価企画提案書（様式1）
- イ 県民協働型評価業務見積書（様式2）
- ウ 団体・グループ概要書（様式3-1、3-2）

.....以下、NPO、公益法人及び民間企業の場合

- エ 事業等の受託状況に関する調書（様式4）
- オ 役員名簿（様式5）
- カ 最新の事業報告書、業務実績書等の写し

(3) 提出方法

下記提出先への持参又は郵送

ファクスやEメールによる応募はお受けしていませんので注意してください。

(4) 提出先

〒020 - 8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県政策地域部政策推進室評価担当 宛

(5) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は、これを無効とします。

- ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった団体による提案
- イ 委託契約額の上限を超える提案
- ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）第 93 条（心裡留保）第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- オ その他、募集要項に関する条件に違反した提案

5 事業実施団体の選定

(1) 審査方法 詳しくは、県民協働型評価企画選定要領を参照してください。

政策地域部職員による事前審査を経て外部の有識者（岩手県政策評価専門委員会委員）を含む 5 名の審査員による選考結果に基づき選定します。

(2) 審査の流れ

事前審査では、募集要項等に基づき、必要事項が記載されているかどうかの事務的な確認を行い、不備事項等がある場合は通知し、別に定める期限までに再提出を求めます。再提出されなかった場合は、無効となり選考対象から外れますので、御留意願います。

選考においては、次項に掲げる審査基準をもとに、5 名の審査員がそれぞれ審査を行い、上位 6 件の企画提案を採択します。ただし、選考時の総得点が 5 割（250 点）に満たない企画提案は選定から除外します。

	2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
公募、審査スケジュール		公募期間			選考	

(3) 審査基準

審査の項目	審査の観点
事業趣旨との整合性	評価テーマに対する提案者の問題意識（仮説）やその問題の検証方法、課題の解決策を得るための評価の進め方などが明確になっているか。
	施策に対する県民の生の声や実感が、評価に反映される評価手法となっているか。 (<u>県民参加によるワークショップを開催する場合は、審査において加点対象となります。</u>)
評価結果の活用可能性	「アクションプラン」の推進に寄与するテーマを評価対象としているか。
	県がそのテーマの政策の遂行に影響力を有しており、評価実施後の施策・事業立案等に効果が期待できるテーマを評価対象としているか。
事業遂行能力	業務実施体制、実施スケジュール、実施に向けた準備状況は適切か。
積算妥当性	事業の積算が妥当なもので、業務の提案内容と整合性がとれているか。

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、すべての提案団体に対し通知を行った後に、4月中旬頃に県の公式サイト上に掲載します。(<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25778>)

6 問合せ先（相談窓口）

事業の内容や提出書類の作成で不明の点がある場合や、評価企画案作成のために県が実施している施策・事業について詳しく知りたい場合は、電話、ファックス又はEメールでお気軽にお問い合わせください。

なお、政策推進室では、県民協働型評価相談窓口を設置し、公募期間終了まで企画提案書の作成等に関する相談を受け付けます。

電話 019 629 5181（担当：工藤）

ファックス 019 629 5254 / Eメール AA0001@pref.iwate.jp

この募集要項、提出書類の様式、企画提案書作成要領は、県公式サイトからダウンロードしていただけます。県公式サイト内の検索に『平成23年度県民協働型評価募集』と入力し検索すると、当該ページをご覧いただけます。なお、いただいた質問への回答は同公式サイトにも掲載する予定にしております。

評価テーマ候補一覧（アクションプラン【政策編】）

政策		政策項目	具体的な推進方策（評価テーマとなるところ）
産業・雇用	1	国際競争力の高いものづくり産業の振興	地場企業育成・研究開発の推進 自動車関連産業の集積促進 半導体関連産業の集積促進 医療機器関連産業の創出 基盤技術の競争力強化 企業誘致 ものづくり産業人材の育成
	2	食産業の振興	中核企業等の重点密着支援 食産業クラスターの形成 農商工連携等の促進
	3	観光産業の振興	ゆたかな地域を「創る」 担い手を「育てる」 お客様に「来ていただく」 世界と「つながる」 地域資源や人材を「育てる」 「ゆとり・やすらぎ・まなびの場」を「創る」
	4	地場産業の振興	販路の開拓、販売機会の創出やニーズの把握に対する支援 新商品の企画・開発等に対する支援 事業者との連携の強化
	5	次代につながる新たな産業の育成	新作業創出へ向けたイノベーション指針の策定 新たな産業の創出 次世代産業群の育成 新たな産業の「芽」の育成 産学官連携による研究シーズの発掘と育成 研究開発基盤の整備
	6	商業、サービス業の振興	売上高向上の取組や革新性を持つ事業展開への支援 商店街活性化への支援、まちづくりへの支援、関係団体による支援 人材の育成
	7	海外市場への展開	中小企業等の海外ビジネス展開支援 県産品・農林水産品の販路拡大 観光客の誘致
	8	雇用・労働環境の整備	雇用の場の創出 公正な雇用の確保 離職者等への就業支援 中・高・大学生など若年者のキャリア形成の支援 高校生の就職支援 年長フリーターをはじめとする既卒若年者の就業支援 県内中小企業の人材採用や、職場定着への支援
農林水産業	9	農林水産業の未来を拓く経営体の育成	地域農業の核となる経営体の育成 地域の森林経営を担う経営体の育成 地域の漁業を担う経営体の育成 経営資源（生産基盤）の有効かつ効率的な活用
	10	消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立	全国トップレベルの「安全・安心産地」の形成 生産性・市場性の高い産地づくりの推進 多様なニーズに対応した供給体制の確立 高度な技術開発の促進 産地づくり推進体制の確立
	11	農林水産物の高付加価値化と販路の拡大	6次産業化等による農林水産物の高付加価値化 農林水産物のブランド化の推進 多様な販売チャネルの確立と積極的な情報発信 県産食材の供給体制の構築による地産地消の新たな展開
	12	「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立	地域資源を生かした多様な農山漁村ビジネスの振興 地域協働による環境や地域資源の保全 快適な生活環境の整備、防災対策の推進
	13	環境保全対策と環境ビジネスの推進	環境に配慮した農林水産業の推進 新たな環境ビジネスの創出

評価テーマ候補一覧（アクションプラン【政策編】）

政策		政策項目		具体的な推進方策（ 評価テーマとなるところ）
医療・子育て・福祉	14	地域の保健医療体制の確立	医療を担うひとづくり 質の高い医療が受けられる体制の整備 感染症対策の推進 生活習慣病予防等の推進 こころの健康づくりの推進	
	15	家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを産み育てられる環境の整備	結婚や子育てに夢を持てる意識の啓発 安全・安心な出産環境の充実 仕事と子育ての両立支援の充実 多様な地域子育て支援活動の充実 保護を要する児童、ひとり親家庭等への支援	
	16	福祉コミュニティの確立	住民参加と住民主体による生活支援の仕組みづくり 高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境の構築 障がい者が地域で自立した生活ができる環境の構築 安全・安心のセーフティネットづくり	
安全・安心	17	地域防災力の強化	県民が自らの身を自らが守る意識の醸成 地域の安全を地域が守る体制の整備 実効的な防災体制の整備	
	18	安全・安心なまちづくりの推進	県民の防犯意識の高揚 地域における防犯力の強化 犯罪が起こりにくい環境整備の促進 犯罪被害者等に対する支援 青少年の健全育成対策の推進 交通事故抑止対策の推進 消費者施策の推進 治安基盤の強化	
	19	食の安全・安心の確保	食の信頼性の確保 食育の推進	
	20	多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化	地域コミュニティ活動をけん引する人材の育成 地域コミュニティ活動の先進的な事例の発信 岩手ファンの獲得と定住・交流人口の増加 移住・定住者が活躍できる環境の整備	
	21	多様な市民活動の促進	市民活動を促進するための支援機能の充実 協働のノウハウ・仕組み定着のための情報提供・普及啓発	
	22	青少年の健全育成	個性・主体性を尊重した「人づくり」 健全な青少年をはぐくむ「地域づくり」 青少年を事件・事故から守る「環境づくり」	
	23	男女共同参画の推進	男女共同参画をリード・サポートする人材の育成 仕事と家庭・地域生活を両立できる環境づくり 配偶者からの暴力防止対策の強化	
教育・文化	24	家庭・地域と協働による学校経営の推進	目標達成型の学校経営への脱皮 学校と家庭・地域との協働の推進	
	25	児童生徒の学力向上	学習指導要領の改訂に伴う教育課程の編成 授業改善の推進と家庭学習の充実 数学(算数)・英語の学力向上 地域・産業界と連携したキャリア教育の推進 特色ある私立学校の支援	
	26	豊かな心を育む教育の推進	児童生徒一人ひとりの自己実現を支援する学校づくり 心の教育の充実 家庭・地域との協働の充実 学校不適応対策の推進 私立学校における取組の支援	
	27	健やかな体を育む教育の推進	「岩手っ子体力アップ運動」の推進 体育の授業力向上	
	28	特別支援教育の充実	障がいのある児童生徒を受け入れる教育の場の拡充 すべての学校における特別支援教育体制の充実・強化 障がいのある児童生徒の学習・生活を支える支援員の配置 特別支援教育に対する県民の理解の増進 関係機関や企業等と連携した障がいのある生徒の就業支援	
	29	生涯を通じた学びの環境づくり	多様な学習活動を支援する環境の整備充実 生涯にわたる学習機会の充実	

評価テーマ候補一覧（アクションプラン【政策編】）

政策		政策項目		具体的な推進方策（評価テーマとなるところ）
教育・文化	30	高等教育の連携促進と機能の充実	高校教育との連携、医療人材の育成 地域に根ざした特色ある教育研究への取組 キャリア教育の充実 リカレント教育・生涯学習への貢献 高等教育機関の連携の促進 産学官連携による地域課題解決へ向けた取組 知的財産の活用促進	
	31	文化芸術の振興	日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 文化芸術と県民との交流支援体制の整備 豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援 世界遺産登録の推進 伝統芸能等の伝承や郷土理解のための学校教育との連携	
	32	多様な文化の理解と交流	コミュニケーション及び生活支援の充実 多文化共生理解支援の充実 留学生等を通じたネットワーク形成 国際交流等の拠点の機能充実	
	33	豊かなスポーツライフの振興	スポーツの環境づくりと地域に根ざしたスポーツ振興の推進 中長期的な視点に立った選手育成や指導者養成の推進 スポーツ医・科学サポート体制の充実	
環境	34	地球温暖化対策の推進	県民運動の推進 自ら考え行動する人材の育成に向けた環境学習の推進 新エネルギーの導入促進 地域のバイオマスの総合的な利活用の促進	
	35	循環型地域社会の形成	ごみの減量とリサイクルの促進 適正処理の推進 公共関与の廃棄物処理センターによる支援 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復と排出事業者の責任追及	
	36	多様で豊かな環境の保全	豊かな自然との共生 自然とのふれあいの促進 良好な大気・水環境の保全 水と緑を守る取組の促進 北上川の清流化対策 環境負荷低減への自主的取組の促進 環境分析技術における国際貢献	
社会資本・公共交通・情報基盤	37	産業を支える社会資本の整備	幹線道路ネットワークの構築 地域間の交流・連携の基盤となる道路整備の推進 港湾の整備と利活用の促進 いわて花巻空港の整備と利用の促進	
	38	安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備	地震・津波災害対策の推進 洪水・土砂災害対策の推進 日常生活を支える安全な道づくりの推進 県立学校施設の耐震化の推進	
	39	豊かで快適な環境を創造する基盤づくり	環境に優しいコンパクトな都市づくりの推進 美しく魅力あるまちづくりの推進 ひとにやさしいまちづくりの推進 地域特性を生かし省エネにも配慮した居住環境づくりの推進 良好な水辺空間の保全と整備の推進 衛生的で快適な生活環境の確保	
	40	社会資本の維持管理と担い手の育成・確保	維持管理計画に基づく適切な維持管理の推進 住民との協働による維持管理の推進 担い手としての建設企業の育成・確保	
	41	公共交通の維持・確保と利用促進	広域的な交通基盤の維持・確保 地域の実情に応じた効率的な交通体系の構築支援 公共交通の利用促進・利用価値の向上	
	42	情報通信基盤の整備と情報通信技術の活用促進	ブロードバンド・ゼロ地域の解消 地上デジタルテレビ放送への円滑な移行 携帯電話不感地域の解消	

【参考】選定された場合の評価の実施について

1 評価を行う団体・グループ（以下、評価実施団体等と言う。）の活動内容等

(1) 評価実施団体等の評価活動

選定された評価実施団体等は、県と委託契約を締結し、提案していただいた企画・スケジュールに基づいて、県と協働しながら、評価及び施策の立案や改善等の検討に取り組んでいただきます。

協働型評価の企画から報告書の作成まで、県民協働型評価の知識やノウハウをとりまとめた「県民協働型評価ハンドブック」を県の公式サイトに掲載していますので、参考にしてください。

(2) 協働による施策検討

県と評価実施団体等は、評価実施団体が作成した報告書の評価結果および提言内容について意見交換を行い、県は次年度以降の施策・事業に盛り込むことができないか検討します。

(3) 県による評価活動の協力

県は、評価実施団体等の求めに応じて、次のことを行います。

関係局からの説明や政策評価結果などの評価テーマに関する情報提供

評価実施に係る協議や評価実施団体等が主催するワークショップ等への参加

評価手法等に関する知識やノウハウを習得する機会の紹介、評価の仕組みづくりやアンケート調査を実施する際の相談に応じるなどの支援

2 評価の実施時期及び報告書の提出等

(1) 評価実施期間（委託期間）

平成 23 年 4 月～平成 23 年 9 月 30 日（金）

(2) 評価費用

原則として 65 万円（消費税を含む）

細かな点は、評価実施団体等と県が協議して決定します。なお、契約に先立ち改めて見積書と共に活動経費等の収支見込書を提出いただきます。事業終了後は精算処理を行いますので、適切な執行に御留意願います。

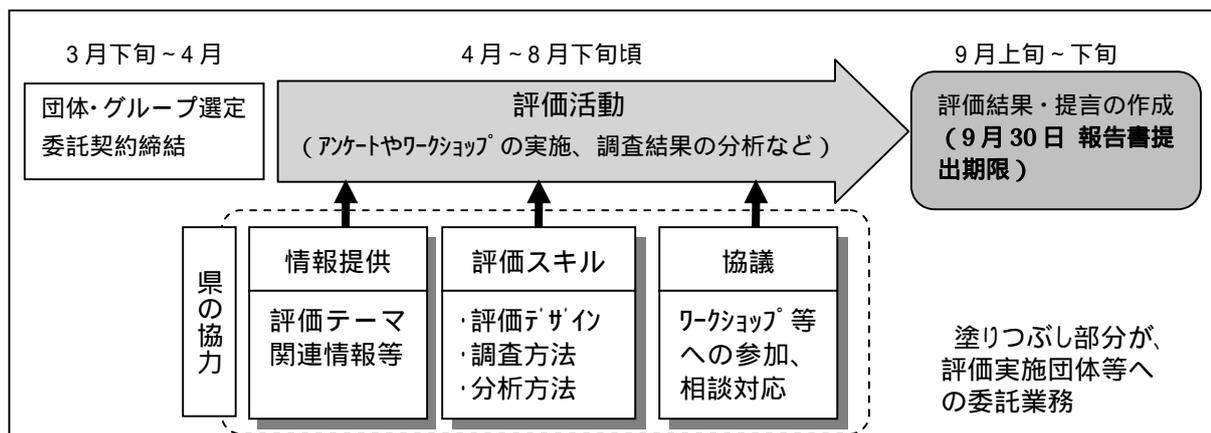
また、評価費用のお支払いは基本的に業務完了後になりますが、一部の必要経費を完了前にお支払いすることも可能です。

(3) 報告書の提出

提出期限：平成 23 年 9 月 30 日(金)

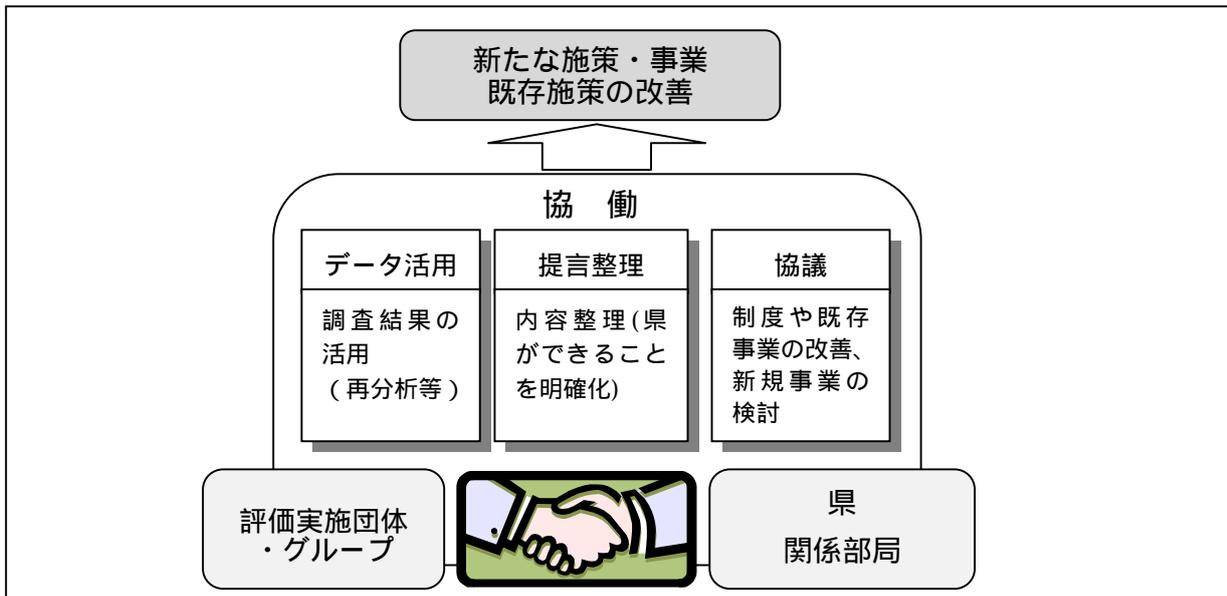
3 事業実施の流れ

(1) 評価実施及び提言作成（4 月～9 月末）



(2) 協働による施策検討段階（9月～11月）

協働による施策検討のイメージは下図のとおりです。



県民協働型評価報告会（仮称）の開催（1月以降）

県民協働型評価の県内への普及等を目的として、評価活動の結果等についての報告、意見交換の場の開催を予定しています。

8 評価を実施していただくにあたって

県では、「いわてNPO中間支援ネットワーク」と「県の施策の評価および立案に関する協働協定」を締結して、県と評価実施団体等がより良いパートナーシップのもとに評価を実践していくための基本的ルール（努力規定）を示しています。（本要項P.10～11 参照）

評価を進めるにあたっては、「いわてNPO中間支援ネットワーク」に加入している、していないに関わらず、その基本的ルールに沿った評価活動になるように留意してください。

県の施策の評価および立案に関する協働協定

岩手県（以下「県」という。）といわて NPO 中間支援ネットワーク（以下「支援ネットワーク」という。）とは、県の施策を岩手県内の公共的団体との協働によって評価及び立案する際の基本的な事項について以下のとおり合意し、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県と特定非営利活動法人、公益法人等の公共的団体とが協働して政策目標の実現を図ることの重要性、有効性を理解し、協働による評価及び立案によって施策の質の向上を図り、もって県民福祉の向上と本県における地域分権型社会の形成の進展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施策 政策を実現するための具体的な方策や手段をいう。
- (2) 評価実施団体 支援ネットワークの構成団体であって、この協定に基づき協働評価を実施しようとする団体をいう。
- (3) 協働評価 県の特定の施策を対象として支援ネットワークの構成団体が県の協力及び参画を得て行う現状の分析、施策の効果の検証、今後に向けた提言、報告書の作成などの一連の評価活動をいう。
- (4) 協働立案 協働評価の結果を踏まえて、その後に推進すべき施策について県と評価実施団体とが共同で検討する活動をいう。

（協働評価の実施）

第3条 評価実施団体は、県との合意により、協働評価をいつでも開始することができ、その期間を自由に設定することができる。

- 2 協働評価のテーマは、県が進める施策の中から、評価実施団体が自由に選定することができる。
- 3 県は、評価実施団体が協働評価の実施について十分な事前検討ができるよう必要な情報を提供するものとする。
- 4 県は、県が必要と認める場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、県が活動期間又は特定テーマを設定し、協働評価又は協働立案を実施するものとする。この場合において、県は、当該協働評価又は協働立案の実施に関する契約を別途締結し、その費用の全部又は一部を負担することがある。

（協働評価実施における県の責務）

第4条 県は、協働評価の実施にあたり次に掲げる責務を負う。

- (1) 県が別に定めた「NPO との協働を進めるためのガイドライン」及び「協働推進マニュアル」に準拠すること。
- (2) 評価実施団体の独立性及び主体性を尊重すること。
- (3) 評価の対象となる施策に関する情報を評価実施団体に可能な限り提供すること。
- (4) 評価実施団体からの求めに応じ、可能な限り具体的な評価活動の場に参画すること。

- (5) 評価の質の向上のために必要な技術や能力の向上を図るための支援を支援ネットワークの構成団体に対して行うこと。
- (6) 協定を締結していない団体の活動を阻害しないこと。

(協働評価実施における評価実施団体の責務)

第5条 評価実施団体は、協働評価の実施にあたり次に掲げる責務を負う。

- (1) 評価に使用する各種情報の正確性及び信頼性を確保すること。
- (2) 客観的な視点から情報の分析及び判断に努めること。
- (3) 個人情報の保護その他コンプライアンスに十分配慮すること。
- (4) 評価手法を公開すること。

(協働評価実施における共通の責務)

第6条 県及び評価実施団体は、協働評価の実施にあたり、相互理解の促進とパートナーシップの確立に努めるものとする。

(協働立案等における共通の責務)

第7条 県及び評価実施団体は、協働立案及びその後の活動において次に掲げる責務を負う。

- (1) 協働評価による提言の取扱いに関し、双方が合意できるよう努めること。
- (2) 協働立案に関する情報を公開すること。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から3年間効力を有するものとする。

- 2 県又は支援ネットワークは、いつでもこの協定の延長又は廃止の申入れを行うことができる。
- 3 前項の申し入れがあった場合には、双方が速やかに協議し、この協定の延長又は廃止を決定するものとする。

(協定にかかわる課題解決及び内容の見直し)

第9条 この協定の実施に関し疑義や不都合が生じた場合又は社会経済情勢の変化等によりこの協定の内容を維持することが適当でないとは判断した場合は、県又は支援ネットワークはいつでもその解決や見直しに向けた申入れを行うことができる。

- 2 前項の申し入れがあった場合には、双方が速やかにその課題解決を図るため協議するものとする。

(協定の評価と普及努力)

第10条 県と支援ネットワークは、この協定による協働評価の効果を定期的に検証するものとする。

- 2 この協定及び前項の検証結果について、県と支援ネットワークは、様々な機会を利用して普及に努めるものとする。